

| No | 発生日 | 発生場所 | 取扱 保健所 | 摂食者 数 | 患者数 | 患者 累計 | 死者数 | 原因食品 | 病因物質 | 原因施設 | 摂食場所 | 概 要 | 行政処分 |
|----|-------|------|-----------|----------|-----|----------|-----|----------------------------|----------------|-------------|---------|--|------|
| 1 | 1月30日 | 佐世保市 | 佐世保市 | 496 | 76 | 76 | 0 | 1/28から1/30までに提供された食事 | ノロウイルス | 飲食店営業(給食) | 事業所給食施設 | 陸上自衛隊駐屯地内の給食施設を利用した自衛隊員が嘔吐、下痢、発熱等の症状を呈し、病院を受診したとの連絡を駐屯地から受け、探知。調査の結果、患者及び調理従事者からノロウイルスGⅡ.3が検出されたこと、共通食が当該給食施設以外にないこと、調理従事者が給食を喫食していないことなどから当該給食施設を原因とする食中毒と断定した。 | 停止2日 |
| 2 | 2月26日 | 長崎市 | 長崎市 | 2 | 1 | 77 | 0 | 家庭で調理したシメサバ | アニサキス | 家庭 | 家庭 | 魚介類販売店で3枚に下ろしたサバを購入し、自宅でシメサバにして喫食。その後発症し、医療機関でアニサキス虫体を確認。 | - |
| 3 | 3月15日 | 佐世保市 | 佐世保市 | 19 | 11 | 88 | 0 | 3/14に提供された食事(鶏たたき、鶏レバー刺し等) | カンピロバクター・ジェジュニ | 飲食店営業 | 飲食店 | 3月14日に当該飲食店で会食をした19名のうち、11名が3月15日午前8時30分頃から、下痢、腹痛、発熱を呈し、3月17日に医療機関を受診したとの医師からの届出により保健所が探知した。調査の結果、11名が同時期に同様の症状を呈しており、患者の共通食が当該施設以外になく、患者便からカンピロバクター・ジェジュニを検出したこと、症状と潜伏時間から食中毒と断定し、行政処分を行った。 | 停止2日 |
| 4 | 3月20日 | 南島原市 | 県南 | 62 | 32 | 120 | 0 | 3/19に提供された弁当 | ノロウイルスGⅡ.4 | 飲食店営業(弁当) | 学校及び寮 | 島原市内の高校の寮において嘔吐、下痢の胃腸炎症状を呈する患者が複数いるとの情報を病院から探知し、調査した結果、高校の寮生と職員に提供された弁当と同じ飲食店の弁当を喫食した他の小学校2校の職員も同様の症状を呈しており、有症者及び調理従事者からノロウイルスGⅡを検出したことなどから当該飲食店を原因とする食中毒と断定した。 | 停止2日 |
| 5 | 3月30日 | 島原市 | 県南 | 40 | 26 | 146 | 0 | 3/29に提供された食事 | ノロウイルスGⅡ.4 | 飲食店営業(すし屋) | 飲食店 | 島原市内の飲食店で職場の送別会に参加した複数名が嘔吐、下痢等の胃腸炎症状を呈し、病院を受診したとの届出により探知。調査の結果、3月29日に同飲食店を利用した2グループの患者及び調理従事者からノロウイルスGⅡ.4を検出したことなどから当該飲食店を原因とする食中毒と断定した。 | 停止2日 |
| 6 | 6月7日 | 長崎市 | 長崎市 | 不明 | 1 | 147 | 0 | 不明 | アニサキス | 不明 | 不明 | 6月6日、長崎市内の医療機関より患者2名からアニサキス抽出があった旨連絡を受け探知。うち1名について、6月4夜に市内の飲食店を1人で利用し、サバの刺身を食べた。患者が調査を拒否したため、利用店舗等の詳細は不明。 | - |
| 7 | 6月7日 | 長崎市 | 長崎市 | 不明 | 1 | 148 | 0 | 不明 | アニサキス | 家庭 | 家庭 | 6月6日、長崎市内の医療機関より患者2名からアニサキス抽出があった旨連絡を受け探知。うち1名について、近所の魚屋で3枚に卸したサバを購入し、自宅で刺身に喫食。患者が調査を拒否したため、利用店舗等の詳細は不明。 | - |
| 8 | 6月10日 | 諫早市 | 県央 | 19 | 12 | 160 | 0 | 6/9に提供された食事(鶏生レバー含む) | カンピロバクター・ジェジュニ | 飲食店営業(居酒屋) | 飲食店 | 諫早市内の飲食店で会食に参加した複数名が嘔吐、下痢、発熱等を呈し、医療機関を受診したとの医師からの届出により探知。調査の結果、6月9日に同飲食店を利用した19名のうち12名が同様の症状を呈し、患者からカンピロバクターを検出したことなどから当該飲食店を原因とする食中毒と断定した。 | 停止2日 |
| 9 | 6月13日 | 対馬市 | 対馬 | 24 | 14 | 174 | 0 | 6/11夜に提供された食事 | ノロウイルスGⅡ.2 | 飲食店営業(一般食堂) | 飲食店 | 対馬市内の飲食店で会食に参加した複数名が嘔吐、下痢等を呈し医療機関を受診したとの医師からの届出により探知。調査の結果6月11日夜に同飲食店を利用した4グループのうち、3グループ14名が同様の症状を呈し、患者からノロウイルスを検出したことなどから当該飲食店を原因とする食中毒と断定した。 | 停止2日 |
| 10 | 6月16日 | 南島原市 | 県南 | 9 | 5 | 179 | 0 | 炊き込みご飯 | 黄色ブドウ球菌 | 飲食店営業(一般食堂) | 家庭 | 南島原市内の飲食店が提供した弁当を喫食した複数名が嘔吐、下痢等を呈し、医療機関を受診したとの医師からの届出により探知。調査の結果、6月16日昼に法事の集まりに参加した9名のうち、5名が同様の症状を呈し、患者便、従事者検便及び手巾ひら、検査等から黄色ブドウ球菌を検出したことなどから当該飲食店を原因とする食中毒と断定した。 | 停止2日 |
| 11 | 6月26日 | 長崎市 | 長崎市 | 1 | 1 | 180 | 0 | 家庭で調理したシメサバ | アニサキス | 家庭 | 家庭 | 6月26日(水)、長崎市内の医療機関よりアニサキスを抽出したとの連絡を受け探知した。患者は自宅にて調理したシメサバを喫食しており、発症以前7日間患者の魚介類生食の喫食は当該食品のみであった。 | - |
| 12 | 7月8日 | 諫早市 | 県央 | 2 | 2 | 182 | 0 | 7/5に提供された食事 | カンピロバクター・ジェジュニ | 飲食店(居酒屋) | 飲食店 | 諫早市内の飲食店で会食し、複数名が嘔吐、下痢、発熱等を呈し医療機関を受診したとの医師からの届出により探知。調査の結果、7月5日に同飲食店を利用した2名が同様の症状を呈し、患者からカンピロバクターを検出、生レバー刺し等を喫食していたことなどから当該飲食店を原因とする食中毒と断定した。 | 停止3日 |
| 13 | 7月15日 | 平戸市 | 県北 | 2 | 1 | 183 | 0 | マアジの刺身 | アニサキス | 魚介類販売業 | 家庭 | スーパーで購入したアジの刺身1パックを2名で喫食。1名が、嘔気、嘔吐、激しい胃痛を呈し、医療機関でアニサキス虫体を確認。被害拡大防止のため、再発防止対策がとれるまで、生食用鮮魚類の販売の停止を指導し、衛生教育を実施した。 | - |
| 14 | 9月15日 | 川棚町 | 県央 | 4 | 3 | 186 | 0 | 9/13に提供された食事(鶏生レバー含む) | カンピロバクター・ジェジュニ | 飲食店(居酒屋) | 飲食店 | 川棚町の飲食店で会食した4名中3名が嘔吐、腹痛、発熱等の胃腸炎症状を呈し、病院を受診したとの届出により探知。調査の結果、有症者3名からカンピロバクター・ジェジュニを検出し、喫食したものの中に鶏のレバー刺しが含まれていたことなどから当該飲食店を原因とする食中毒と断定した。 | 停止2日 |

| No | 発生日 | 発生場所 | 取扱保健所 | 摂食者数 | 患者数 | 患者累計 | 死者数 | 原因食品 | 病因物質 | 原因施設 | 摂食場所 | 概要 | 行政処分 |
|----|--------|------|-------|------|-----|------|-----|--|----------------|------------|--------|---|------|
| 15 | 9月21日 | 長崎市 | 長崎市 | 313 | 80 | 266 | 0 | 9/21に提供された昼食弁当 | ウエルシュ菌 | 老健給食施設 | 老健給食施設 | 介護老人保健給食施設で製造された弁当を提供された80名が、9月21日～22日にかけて下痢、腹痛等の症状を呈し、有症者及び検査から毒素産生性ウエルシュ菌が検出された。 | 停止1日 |
| 16 | 9月21日 | 佐世保市 | 佐世保市 | 25 | 10 | 276 | 0 | 9/20に提供された食事(鶏刺しの盛り合わせ(砂ズリ・もも・ササミ・レバー・ハツ)含む) | カンピロバクター | 飲食店(一般食堂) | 飲食店 | 佐世保市内の飲食店で食事をした1名が腹痛・発熱等を呈し、検便でカンピロバクターが検出されたと医療機関からの届出により探知。調査の結果、9月20日に同飲食店を利用した25名のうち10名が同様の症状を呈し、患者からカンピロバクターを検出したことなどから当該飲食店を原因とする食中毒と断定した。 | 停止2日 |
| 17 | 9月27日 | 長崎市 | 長崎市 | 20 | 12 | 288 | 0 | 9/26に提供された食事(加熱不十分の焼き鳥の可能性あり) | カンピロバクター | 飲食店(居酒屋) | 飲食店 | 長崎市内の飲食店利用者から複数名が食中毒様症状を呈しているとの届出により探知。調査の結果、9月26日に同飲食店を利用した20名のうち12名が同様の症状を呈し、患者からカンピロバクターを検出したことなどから当該飲食店を原因とする食中毒と断定した。 | 停止4日 |
| 18 | 10月5日 | 大村市 | 県央 | 14 | 5 | 293 | 0 | 10/4に提供された食事(鶏レバー・ハツ・ズリ刺し含む) | カンピロバクター・ジェジュニ | 飲食店(焼肉) | 飲食店 | 大村市内の飲食店で会食に参加した複数名が下痢、腹痛等を呈し、医療機関を受診したとの医師からの届出により探知。調査の結果、10月4日に同飲食店を利用した14名のうち5名が同様の症状を呈し、患者からカンピロバクターを検出したことなどから当該飲食店を原因とする食中毒と断定した。 | 停止2日 |
| 19 | 10月11日 | 五島市 | 五島 | 10 | 5 | 298 | 0 | 10/9に提供された仕出し弁当 | 毒素原性大腸菌O159 | 飲食店(レストラン) | 事業所 | 五島市内の飲食店の仕出し弁当を喫食し、下痢、嘔吐等を呈した複数名の患者の受診があり、食中毒の疑いがあるとして情報提供があり探知。10月9日に同飲食店の仕出し弁当を喫食した10名のうち5名が同様の症状を呈し、患者及び従事者から毒素原性大腸菌O159を検出したことなどから当該飲食店を原因とする食中毒と断定した。 | 停止2日 |
| 20 | 12月1日 | 佐世保市 | 佐世保市 | 5 | 4 | 302 | 0 | 11/29に提供された食事(鳥刺しのお茶漬けを含む) | カンピロバクター・ジェジュニ | 飲食店(酒場) | 飲食店 | 佐世保市内の飲食店利用者から4名が下痢・発熱等を呈したとの通報があり探知。調査の結果、有症者3名からカンピロバクター・ジェジュニを検出し、喫食したものの中に加熱不十分な鶏肉料理(鳥刺しのお茶漬け)が含まれていたことなどから当該飲食店を原因とする食中毒と断定した。 | 停止2日 |
| 21 | 12月14日 | 長崎市 | 長崎市 | 1 | 1 | 303 | 0 | 不明 | アニサキス | 家庭 | 家庭 | 12月16日、長崎市内の医療機関より患者1名からアニサキス抽出があった旨連絡を受け探知。患者は、12月14日近所のスーパーで丸体のサバを購入し、自宅で刺身にし喫食した後に腹痛、嘔吐、下痢等を呈した。また、発症以前7日間での魚介類の生食は、サバの刺身以外にアジの酢漬(喫食日不明)もあるが、自宅で患者自身が調理を行った。 | — |
| 合計 | | | | 1068 | 303 | 303 | 0 | | | | | | |